



2020年4月1日

各 位

株式会社 第四銀行

一般社団法人 崇徳厚生事業団との遺言信託業務の紹介に関する協定の締結

株式会社 第四銀行（頭取：並木 富士雄）では、一般社団法人 崇徳厚生事業団（代表理事：田宮 崇）と遺言信託業務*の紹介に関する協定を締結いたしましたので、下記の通りお知らせします。

当行では、今後も各種団体との遺言信託業務等を通じた連携により、お客さまのご相続へのご要望や、多様化する資産承継ニーズにお応えしてまいります。

※遺言信託業務

遺言書（公正証書遺言）の作成、保管、管理、遺言の執行までを銀行がトータルにサポートを行う商品。

記

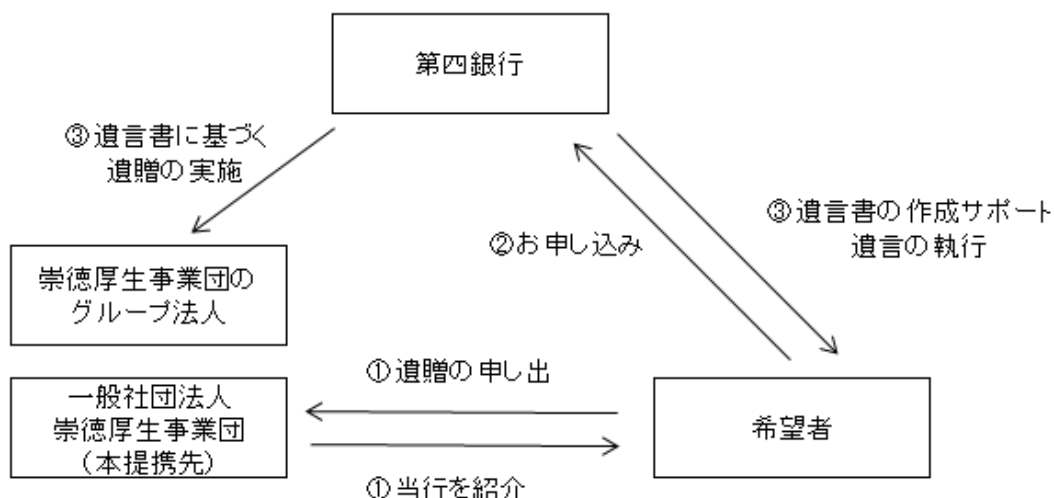
1. 提携先の概要

提携先企業名	一般社団法人 崇徳厚生事業団
所在地	新潟県長岡市深沢町 2276 番地 2
企業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 同社は、医療、福祉、介護、人材育成等を行う 6 つのグループ会社を取りまとめている法人です。・ 同グループには長岡市の田宮病院や長岡西病院を運営する医療法人崇徳会などがあります。

2. 協定締結日

2020年4月1日（水）

3. 協定締結による提携イメージ



- ① 崇徳厚生事業団が、当行の遺言信託業務を利用して同社のグループ法人への遺贈を希望される方（以下、希望者）に対し、当行を紹介します。
- ② 当行が希望者と面談し、遺言信託業務をお申し込みいただきます。
- ③ 当行は、遺言書の作成から遺言の執行までをトータルにサポートすることにより、希望者の遺贈を実現します。

希望者は、崇徳厚生事業団への遺贈のご相談をつうじて、「医療・福祉・介護の分野」に対する想いを形にすることが可能となります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 電話 025(222)4111
営業本部 リテールグループ／渡辺（内線 4373）



第四銀行では、SDGsの達成に貢献する取り組みを強化しており、関連するニュースリリースに「SDGs17の目標アイコン」を明示しています。

【SDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標】

2015年9月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての2030年までの世界共通目標。

持続可能な開発のための17の目標と169のターゲットで構成。